

◎新潟県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年4月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西中糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市上刈六丁目 1050 番 3 から 同市大字大和川字六反田1054番 1 まで	新	13.0～60.0メートル	4,294.6メートル
糸魚川市上刈六丁目1050番 3 から 同市押上一丁目793番 2 まで	旧	(A) 6.7～47.8メートル	3,458.4メートル
糸魚川市南押上三丁目 360 番 2 から 同市大字大和川字六反田1054番 1 まで		(B) 17.2～60.0メートル	1,537.6メートル
糸魚川市上刈六丁目 1050 番 3 から 同市上刈一丁目 201 番 9 まで		(B') 13.0～41.0メー トル	556.4メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(B')は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の終点を変更する区域変更
- 3 路線の重用
一部区間一般国道148号、県道上町屋釜沢糸魚川線と重用
- 4 路線の重複
一部区間糸魚川市道中央大通り線と重複